

2012年3月7日

荷主様各位

株式会社日新  
船舶代理店室

SINOTRANS 江蘇直航船における貨物引受けについて

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、IMDG Code 上の非危険物であっても、本邦の消防法に該当する貨物における LCL は船社としてお受けしておりませんが、過去に本来お受けしていないこうした貨物が船社 LCL として船社の知らないままに船積された事例が発生し、消防法などに定められた危険物ラベルなどが貨物に貼付されていたことから、揚地側で当局も含め大きな問題が生じ注意喚起をさせて頂いておりました。

こうした中、先頃、南通向け LCL の日本国内用危険物表示ラベルにおきまして、南通 CFS にてラベルが添付された貨物が発見され、カーゴリリースが拒否されるという事態が発生致しました。

日本側船社 CFS における国内法令上の問題も存在する事から、今後におきましても原則通り、本邦法令などにより定められた危険物ラベルなどを貼付された LCL 貨物は引受不可とさせて頂きます。日本側 CFS におきまして、LCL 貨物搬入時にこうした貨物が発見された場合、CFS の搬入は勿論の事、船積をお断りしますのでご留意下さい。(CY-CFS タームも同様です。)

改めまして、ご理解・ご協力の程、何卒宜しくお願い致します。

以上